

特定最低賃金の改正決定の申出状況

ケース別	最低賃金の件名くくりの範囲	適用労働者数	申出日及び申出者	協約覚書適用労働者数又は機関決定労働者数
労働協約	非鉄金属製造業 ※ E23 (小分類のE231・235・239を除く。)	4,886 人	令和3年7月14日 日本基幹産業労働組合連合会埼玉県本部 委員長 ト部勝則 ジェイエイエム (JAM) 埼玉 会長 谷内 聡 全日本電線関連産業労働組合連合会埼玉地方協議会 議長 廣瀬 裕	2,301人 (47.09%)
労働協約	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※ E28、E29 (細分類のE2973 (心電計製造業を除く。))を除く。、 E30	34,126 人	令和3年7月14日 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 埼玉 地方協議会 議長 竹内秀之 ジェイエイエム (JAM) 埼玉 会長 谷内 聡	18,454人 (54.08%)
労働協約	輸送用機械器具製造業 ※ E31 (小分類のE315・319 (細分類のE3191を除く。))を除く。)	45,503 人	令和3年7月14日 全日本自動車産業労働組合 総連合会 埼玉地方協議会 議長 二階堂 祐輔 ジェイエイエム (JAM) 埼玉 会長 谷内 聡	23,124人 (50.82%)
労働協約	光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業 ※ E275、E323	3,359 人	令和3年7月14日 ジェイエイエム (JAM) 埼玉 会長 谷内 聡 日本化学エネルギー産業労働組合連合会埼玉地方協議会 議長 田中 勇希	1,959人 (58.32%)
公正競争	自動車小売業 ※ I591 (細分類のI5914を除く。)	16,582 人	令和3年7月14日 全日本自動車産業労働組合 総連合会 埼玉地方協議会 議長 二階堂 祐輔	6,349人 (38.29%)

注) ※は、日本標準産業分類 (平成25年10月30日総務省告示第405号) による分類を記載。



令和3年 7月14日

埼玉労働局長
増田 嗣郎 殿

上尾市二ツ宮656-2
日本基幹産業労働組合連合会埼玉県本部
委員長 ト部 勝則

さいたま市大宮区桜木町4-883
J A M 埼玉
会長 谷内 聡

行田市埼玉4125
全日本電線関連産業労働組合連合会埼玉地方協議会
議長 廣瀬 裕

申 出 書

最低賃金法第15条第1項規定により、埼玉県非鉄金属製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県において、非鉄金属製造業（非鉄金属第1精錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）又は純粹特株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者4,886名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県において非鉄金属製造業（非鉄金属第1精錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）又は純粹特株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満及び65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3ヵ月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること

6. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②申出合意書及び委任状
- ③埼玉県における非鉄金属製造業の労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
- ④所定労働時間数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

埼玉県における非鉄金属製造業（非鉄金属第一精錬・精製業、非鉄金属素材形材製造業及びその他の非鉄金属製造業を除く。）の労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における非鉄金属製造業（非鉄金属第一精錬・精製業、非鉄金属素材形材製造業及びその他の非鉄金属製造業を除く。）の労働者の概数

令和2年事業所調査

適用労働者数
4, 886 人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	8事業所	2, 301 人
合計	8事業所	2, 301 人



令和3年 7月14日

埼玉労働局長
増田 嗣郎 殿

さいたま市浦和区岸町7-5-19
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
埼玉地方協議会 議長 竹内 秀之

さいたま市大宮区桜木町4-883
J A M 埼玉
会長 谷内 聡

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者34,126名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満及び65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中の者
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること

6. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②申出合意書及び委任状
- ③埼玉県における電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業の労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
- ④所定労働時間数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

埼玉県における電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業の労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

- 1. 埼玉県における電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業の労働者の概数

令和2年事業所調査

適用労働者数
34,126人

- 2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	31事業所	18,454人
合計	31事業所	18,454人

埼玉労働局長
増田嗣郎殿



令和3年 7月14日

上尾市1-1
全日本自動車産業労働組合総連合会埼玉地方協議会
議長 二階堂祐輔

さいたま市大宮区桜木町4-883
J A M 埼玉
会長 谷内 聡

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自動車・同部分品経済活動を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）又は純粋特株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者45,503名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自動車・同部分品経済活動を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）又は純粋特株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満及び65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装・袋詰め・箱詰め又は運搬の業務

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること

6. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②申出合意書及び委任状
- ③埼玉県における輸送用機械器具製造業の労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
- ④所定労働時間数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

埼玉県における輸送用機械器具製造業の
労働者の概数 及び 合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における輸送用機械器具製造業の労働者の概数

令和2年事業所調査

適用労働者数
45,503 人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	21事業所	23,124 人
合計	21事業所	23,124 人

埼玉労働局長
増田 嗣郎 殿



令和3年 7月14日

さいたま市大宮区桜木町4-883
J A M 埼玉

会長 谷内 聡

さいたま市北区植竹町1-324
日本化学エネルギー産業労働組合連合会埼玉地方連絡会
議長 田中 勇希

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者3,359名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改定の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

6. 添付書類

- ①労働協約の写し、②賃金の最低額に関する労使協定の写し、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写し、④それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面

埼玉県における光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の事業所数と労働者の概数

令和2年事業所調査

適用労働者数
3, 359 人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	5事業所	1, 959人
合計	5事業所	1, 959人

埼玉労働局長
増田 嗣郎 殿



令和3年 7月/4日

上尾市1-1
全日本自動車産業労働組合総連合会埼玉地方協議会
議長 二階堂 祐輔

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県自動車小売業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自動車を含む）を除く。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹株式会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者16,582名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自動車を含む）を除く。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹株式会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満及び65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県自動車小売業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の決定を求めるものである。

6. 添付書類

①労働協約の写し、②賃金の最低額に関する労使協定の写し、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写し、③機関決定の写し、④申出代表者に対する委任状、⑤それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面、⑥賃金格差の存在を示す疎明資料

埼玉県における自動車小売業の

労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における自動車小売業の事業所数と労働者の概数

令和2年事業所調査

適用労働者数
16,582人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	10事業所	5,639人
機関決定	3事業所	710人
合計	14事業所	6,349人